

旧 仮 名 遣	發 音	新 仮 名 遣
きう きふ ぎう しゅ しふ じゅう じふ ちう ちふ にう にふ びう びふ りう りふ	きゅう きゅう ぎゅう しゅう しゅう じゅう じゅう ちゅう ちゅう にゅう にゅう びゅう びゅう りゅう りゅう	きゅう きゅう ぎゅう しゅう しゅう じゅう じゅう ちゅう ちゅう にゅう にゅう びゅう びゅう りゅう りゅう
きやう けう ぎやう げう しゃう せう じやう ぜう ぢやう でう ぢやう でふ ぢやう てう ぢやう てふ	きょう ぎょう しょう きょう ぎょう しょう きょう ぎょう	きょう ぎょう しょう きょう ぎょう しょう きょう ぎょう
りよう じよう みよう じよう りよう じよう ひよう じよう ひよう じよう ひよう じよう ひよう じよう ひよう じよう	じよう じよう じよう じよう じよう じよう じよう じよう	じよう じよう じよう じよう じよう じよう じよう じよう
りやう めう みやう めう りやう れう		

五

〔参考〕 仮名遣改定案について

臨時国語調査会 安藤 正次

一 改定の主旨

昨大正十三年十一月二十四日文部省で開かれた臨時国語調査会は、満場一致、仮名遣改定案を可決した。

仮名遣の改定は国語仮名遣字音仮名遣の両者にわたつてゐるが、その改定の主旨は、臨時国語調査会の発表した仮名遣改定案のはじめにある左記の文で明らかである。

〔仮名遣改定案〕前文の本文を省略)

右にも述べてある如く、国語および字音の仮名遣をあやまりなくつかいこなすとゆうことは、よほどむずかしいのであって、教育者も被教育者もこの点についてはつねに多大の苦痛を体験して來ているのである。しかも従来の仮名遣は、その標準が或過去の時代の言葉の書きあらわし方におかれており、その過去の時代の言葉の書きあらわし方は、それらの時代の発音を基礎としているのであるから、発音の習慣の変つて來ている後世の人々が、昔と同じように言葉を書きあらわそとしたところで、それは相当な苦心を重ね練習を積んだ上でなければ不可能である。器械的に昔の人々の書きあらわし方を覚えこみ、いわゆる仮名遣の規則を暗記しているのでなければ、その目的を達することが出来ない。文字を知り仮名を知つても、仮名遣の規則に縛られて言葉を書きあらわすに不便を感じ、しかも、その規則を覚えこむには多

大の苦心を要するとゆうことは、いかにも不合理であるといわなければならぬ。現代の言葉の書きあらわし方はよろしく現代の発音の上に標準をもとめるべきのである。文字を知り仮名を知り簡単な表記の通則を心得てさえいれば、どんなことでも自分の書こうとすることが書けるとゆうようにならなければ、教育上の効果も十分にあらわれないし、国民の精神上の負担も軽くならない。便不便とか、利不利とかゆうような実際問題をはなれて、単に学術上ばかりから考えて見ても、言語と文字、言葉と書きあらわし方との関係はそうゆう風でなければならないのである。仮名遣の改定が、教育上社会上の問題として取扱われるようになつたのは久しい以前からのことであるが、臨時国語調査会が、その成立の当初から、特にこの仮名遣の調査整理を重要な事項の一と認め、慎重審議の末ここに具体案を発表して、長い間の懸案を解決するに至つたのは、国家社会のために同慶の次第である。

二 整理の方針および適用の範囲

臨時国語調査会が仮名遣改定案を作成するに当つて、どうゆう方針によつたか、また改定仮名遣がいかなる範囲に適用されるかは、次の凡例に明らかである。

(凡例の本文を省略)

現代の仮名遣は、よろしく現代の言葉の発音に本ずいて定められるべきものであることは前に述べた通りである。しか

し、現代の発音を標準とするにしてもいづれの地方の発音を標準とするかが問題となるが、本案では大体東京語の発音を標準としているのである。たとえば「菓子」「煉瓦」の如き、地方によつては「くわし」「れんぐわ」と発音するところもあるが、東京では「かし」「れんが」と発音するのが常である。すなわち東京語ではくわ グ ウ ガ カ ガに発音されるから、それを標準にすれば字音仮名遣改定案第二条の通り、「くわ グ ウ ガ カ ガに改める」とゆうことになつて来る。しかも、それが東京語だけにおける発音であるとすれば考慮の余地もあるが、くわ グ ウ ガ カ ガとを区別して発音する地方と区別しない地方とは、これを全国的に見てほとんど相半するとゆう有様であるから、そうゆう地方的発音をも参考すると、右のような改定は、一そく理由の強いものとなるのである。他の種々の点の改定についても同様な注意が払われていることは言うまでもない。

改定仮名遣の適用範囲が現代文のすべてに及ぶべきのは当然である。口語と文語とで仮名遣がちがうとゆうような不統一は許さるべきでない。現代文でないもの、古文とか中古文とかゆう類のものを適用範囲外においているのは、それ等は過去の約束の下に書かれているので、強いてこれを現代の仮名遣で律するには及ばないからである。

凡例三の固有名詞およびその他特殊な事情のあるものとゆ

うのは、人名船舶名などの類や法令関係のもので容易に改められないものなどを含んでいる。

外国語の発音の書きあらわし方は国語字音の仮名遣と同様に取扱うことの出来ないものが少くないから、表記の通則以外の細目は別に規定することとなつていて。

三 国語の表記に関する通則

国語の表記に関する通則は、表記上の大体の規則を示したもので、その条文は左の如くである。

(通則第一条～第十条の本文を省略)

右の通則のうちで注意すべき点は、長音の表記に「い」の三つを用いる方法を採用したことである。長音を書きあらわすのに長音符(引音符)ーを用いるのも一つの方法であり、あいいうえおの五つを用いるのも一つの方法であるが、臨時国語調査会では、その長短得失を審議して、前記の方法を採用することにしたわけである。

四 国語仮名遣改定案

改定案の主文は左の如くである。

(国語仮名遣改定案第一～第二十三の本文を省略)

右の改定は主として発音通りに書きあらわすこと目的とし、またその主旨の徹底を期したものであるから、たゞ二三の点だけについて説明を加えておく。

助詞のを、は、へを除外して、この三つだけをもとの仮名

遣通りに書くことにしたのは、不徹底の嫌はあるが、この三つの助詞だけは、一般の人々との親しみのことについもので、これをお、わ、えと書くと奇異の感じをいだく人が多いから、急激な変化を避ける意味で、これだけを除外例としたのである。

「ゐ、ゑ、を(助詞「を」を除く)をい、え、おと書くことに改めたのは、現代の標準的発音では、ゐ、い、ゑ、え、を、おの区別が失われて、すべてい、え、お、に発音されるようになつてゐるからである。助詞の「を」に除外例を認めたのも、助詞の「を」がもとのまゝに発音されているからとゆうのではない。

「ぢ、づをじ、づに改めることにしたのも、これを全国的に見て、ぢ、じ、づ、ぢ、づを区別して発音する地方とじ、づに発音する地方とが相半していて、しかも東京語ではそれがじ、づの発音になつてゐるからである。もつとも、東京語の発音については学者の間に異論もあるけれども、統一上からじ、づの方に一定することになつたのである。

五 字音の表記に関する通則

字音の表記に関する通則も、大体において国語の表記に関するものと同様ではあるが、両者の間に幾分かの出入もあるから、全文を次にかゝげる。

(通則第一条～第七条の本文を省略)

右のうちで特に注意すべきのは第七条の規定である。「銀杏」「天皇」はおもじへ「あんなん」「てんのう」と発音されるのに、「杏」の音が「あん」「皇」の音が「おう」(従来の字音仮名遣にしたがえば「おう」)であるからとゆうのでは、これを「あんあん」「てんおう」と書くが如きは不合理でもあり無意味でもある。

「れらは、よくしく発音のまゝに「あんなん」「てんのう」の如く書くのがよい。本条の精神はそんにあるのである。

六 字音仮名遣改定案

字音仮名遣改定案の本文は左の如くである。

(字音仮名遣改定案第一～第11十七の本文を省略)

〔付一〕 大正十五年五月 臨時国語調査会 外国語の写し方(仮名遣改定案補則)
当字の廃棄と外国語の写し方
臨時国語調査会
仮名遣改定案補則は外国語の写し方を規定したものであるが、一体外国语の表記については根本的にひろくこれを調査する必要があるけれども、それは他日に譲り、日常一般に用ひられて居る日本化した外国语の写し方が現在はなほだ区々になつて居てしまふとに不便であるから、委員会においてこれを行つて居たところに統一あることとしたのである。

1、従来ヰ、ヰ、ヰで書かねばならぬてゐる左の類の語はウイで書く。

例

ショーワインドー	Show-Window
スウィッチ	Switch
サンドウイッチ	Sandwich
スイートピー	Sweet-pea

11、従来ヰ、ヰ、ヰで書かねばならぬてゐる左の類の語はウイで書く。

例

ウヨルカム

Welcome